

平成 31 年定例会  
予算決算常任委員会  
環境生活農林水産分科会  
説明資料

◎	議案補充説明	
1	議案第 3 号	
	平成 31 年度三重県一般会計予算（環境生活部関係）・・・・・・・・	1
2	議案第 45 号	
	三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案について・	7
3	議案第 47 号	
	三重県人権センター条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・	7
4	議案第 48 号	
	みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・	7
5	議案第 66 号	
	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案について・・・・	7
6	議案第 79 号	
	平成 30 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）（環境生活部関係）・・	28
◎	所管事項説明	
1	「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に 基づく報告（環境生活部関係）・・・・・・・・・・・・・・・・	31

別冊 平成 31 年度 当初予算関連資料

平成 31 年 3 月 7 日

環境生活部



## (議案補充説明)

## 1 議案第3号 平成31年度三重県一般会計予算(環境生活部関係)

(単位:千円、%)

施策 番号	施策名	H30年度 当初予算額	H31年度 当初予算額	差引増減額	増減率
		A	B	B-A	(B-A)/A
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす 安全なまちづくり	59,247	56,206	▲ 3,041	▲ 5.1
143	消費生活の安全の確保	96,268	96,166	▲ 102	▲ 0.1
151	地球温暖化対策の推進	569,039	603,549	34,510	6.1
152	廃棄物総合対策の推進	2,140,556	1,379,792	▲ 760,764	▲ 35.5
154	大気・水環境の保全	【 547,610 】 478,868	472,884	【 ▲ 74,726 】 ▲ 5,984	【 ▲ 13.6 】 ▲ 1.2
211	人権が尊重される社会づくり	402,029	400,776	▲ 1,253	▲ 0.3
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	42,518	26,048	▲ 16,470	▲ 38.7
213	多文化共生社会づくり	69,759	69,057	▲ 702	▲ 1.0
228	文化と生涯学習の振興	1,899,234	1,879,907	▲ 19,327	▲ 1.0
255	協創のネットワークづくり	62,920	62,559	▲ 361	▲ 0.6
当部主担当施策 計		【 5,889,180 】 5,820,438	5,046,944	【 ▲ 842,236 】 ▲ 773,494	【 ▲ 14.3 】 ▲ 13.3
(111)	災害から地域を守る人づくり	7,740	7,994	254	3.3
(112)	防災・減災対策を進める体制づくり	3,125	6,012	2,887	92.4
(141)	犯罪に強いまちづくり	1,071	11,845	10,774	1006.0
(144)	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	574	370	▲ 204	▲ 35.5
(226)	地域に開かれ信頼される学校づくり	5,034,032	3,030,694	▲ 2,003,338	▲ 39.8
(233)	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	1,927,092	1,877,810	▲ 49,282	▲ 2.6
(331)	国際展開の推進	82,950	83,088	138	0.2
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,033,478	1,556,631	523,153	50.6
他部主担当施策 計		8,090,062	6,574,444	▲ 1,515,618	▲ 18.7
人件費等		2,585,803	2,553,451	▲ 32,352	▲ 1.3
環境生活部 合計		【 16,565,045 】 16,496,303	14,174,839	【 ▲ 2,390,206 】 ▲ 2,321,464	【 ▲ 14.4 】 ▲ 14.1

注① 施策番号の( )は、他部が主担当の施策です。注②「人件費等」は、人件費・交際費・企画調整費など施策外の事業の計です。

注③ 平成30年度当初予算額の上段【 】は、平成29年度2月補正(国補正予算分)含みベースです。

別表

平成 31 年度当初予算 債務負担行為（環境生活部関係）

【通常分】

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
総合博物館「第 27 回企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	平成 31 年度～平成 32 年度	2,037
総合博物館「第 27 回企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	平成 31 年度～平成 32 年度	2,577
博物館情報システム更新及び運用保守業務に係る契約	平成 32 年度～平成 36 年度	60,415
宇田萩邨展（仮称）開催に係る契約	平成 31 年度～平成 32 年度	10,054
文化交流ゾーンを構成する県立文化施設の指定管理に係る協定	平成 31 年度～平成 36 年度	5,821,198
大気汚染自動測定機器保守管理業務委託に係る契約	平成 31 年度～平成 34 年度	202,746
環境危機対応分析機器賃貸借に係る契約	平成 32 年度～平成 38 年度	40,846
産業廃棄物監視・指導支援システム運用保守業務委託に係る契約	平成 32 年度～平成 36 年度	21,980

【消費税増税分】

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
三重県立図書館総合システム開発・運用保守業務に関する委託契約	平成 32 年度	213
三重県交通安全研修センターの指定管理に係る協定	平成 32 年度	742

## 指定管理者制度活用の方針

## 1 指定管理者制度を活用（更新）する施設

次の4施設について、債務負担行為を設定のうえ2020（平成32）年4月1日から指定管理者制度を活用するにあたり、指定に必要な手続きを行います。

- 三重県総合文化センター（図書館を除く。以下「総合文化センター」という。）
- 三重県立図書館（以下「図書館」という。）
- 三重県立美術館（以下「美術館」という。）
- 三重県総合博物館（以下「総合博物館」という。）

## 2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

## (1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、総合博物館の開館を契機に、総合文化センター周辺の各県立文化施設が中核的な拠点（文化交流ゾーン）を形成することにより、県民の皆さんが心の豊かさや安らぎを感じ、知的な刺激を受けられるよう、文化にふれる機会を多く提供することを目的として施策を展開しています。

文化交流ゾーンを構成している県営施設である総合文化センターに導入してきた指定管理者制度および図書館・美術館・総合博物館に導入してきた一部指定管理者制度について、今回の更新にあたり、文化交流ゾーンをより一体的に管理し、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することで、県民サービスの向上および経費の削減を図るとともに、県の施策の実現をめざします。

## (2) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務を遂行するにあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、業務区分ごとに具体的な「要求水準」を定め、また、業務の質の向上を図るため、「成果目標」を定めます。

項 目	総合文化センター	図書館	美術館	総合博物館
事業の実施に関する業務	○			
施設および設備の維持管理に関する業務	○	○	○	○
広報等に関する業務	○	○ (一部のみ)	○ (一部のみ)	○ (一部のみ)
施設の利用許可等に関する業務	○		○ (一部のみ)	
利用料金の収受等に関する業務	○		○ (一部のみ)	

なお、各施設における基本的事項は、別紙「各施設個別の基本的事項」のとおりです。

### (3) 利用料金制採用の考え方

指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営をめざして、施設の利用状況を勘案し、総合文化センターおよび美術館の施設利用にあたっては、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用します。

なお、図書館においては、該当施設がないため、また、総合博物館および美術館の一部の施設においては、主催事業で使用する頻度が高いため、利用料金制は採用しません。

### (4) 指定の期間（予定）

本県における指定管理者の指定の手続き等に関して必要な事項を定めた「指定管理者制度に関する取扱要綱」第4条イの規定に基づき、2020（平成32）年4月1日から2025（平成37）年3月31日までの5年間で予定しています。

## 3 指定管理者の募集および選定等に関する事項

### (1) 募集の方法

文化交流ゾーンを構成している総合文化センター、図書館、美術館および総合博物館が、それぞれの独自性を発揮しながら、集積の利点を生かしてお互いの連携を強化し、一体的な管理・運営を図ることにより、一層効果的な施設運営や広報を行うとともに、施設利用の利便性の向上を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

### (2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、税理士（又は公認会計士）、経営に関する有識者、文化に関する有識者、県民代表者（公募により選定）など、計7名程度の委員で構成することを予定しています。

### (3) 審査の方法および審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

#### 〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。  
⑤指定を受けようとする者が、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。  
なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

#### 4 今後のスケジュール（予定）

2019（平成31）年	7月～	選定委員会の開催（審査基準・配点表等を決定 募集を開始（9月上旬まで）
	9月	9月定例会会議（環境生活農林水産常任委員会）へ 指定管理候補者の選定状況を報告
	10月	選定委員会による審査
	11月	指定管理候補者の決定 11月定例会会議へ指定管理者指定議案を提出
2020（平成32）年	1月	指定管理者の指定
	2月	指定管理者と協定を締結
	4月	指定管理者による施設管理を開始

各施設個別の基本的事項

事項	総合文化センター（図書館を除く）	図書館	美術館	総合博物館	
施設の設置目的（役割）	総合文化センターは、県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の促進に寄与することを目的に設置した複合施設です。	図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存して、県民に図書等の貸出や地域に関する情報の提供、調査研究や学習の支援等に寄与することを目的として設置した施設です。	美術館は、三重にゆかりの深い作品をはじめとする美術作品等の鑑賞と学習の機会を県民に広く提供し、県民がその鑑賞や創造をとおして、心の豊かさを醸成し、うるおいのある生活の充実など県民の文化向上を図ることを目的として設置した施設です。	総合博物館は、三重の自然ならびに歴史および文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくりおよび個性豊かで活力ある地域づくりに貢献することを目的として設置した施設です。	
施設運営の基本的な方向性（運営方針）	県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の拠点としての機能を十分発揮するよう効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点を生かして、互いの連携を強化することとします。	図書資料や情報の提供等の利用者および県民に対する図書館サービスの提供や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点等として、その機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点を生かして、互いの連携を強化することとします。	三重県における美術分野のセンターとしての役割を果たすと同時に、情報発信や地域文化育成の拠点としての機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点を生かして、互いの連携を強化することとします。	「ともに考え、活動し、成長する博物館」を基本理念とし、県民・利用者の皆さんとともに三重の自然と歴史、文化を探究し、守り伝え、生かしていくための博物館活動を展開していく拠点としての機能を十分発揮するよう、効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、他の文化交流ゾーン構成施設とともに、それぞれの役割を担いつつ、集積の拠点を生かして、互いの連携を強化することとします。	
利用料金制採用の考え方	指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動的な経営を引き出し、県民サービスの提供や効率的な施設運営をめざして利用料金制を採用します。	利用できる施設がありません。	指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動的な経営を引き出し、県民サービスの提供や効率的な施設運営をめざして利用料金制を一部の施設に採用します。	施設を直営で使用しているため、採用しません。	
施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県総合文化センター</li> <li>所在地 津市一身田上津部田1234番地</li> <li>構造規模等 (三重県総合文化センター：図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター)</li> <li>敷地面積 62,224.9㎡</li> <li>構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造</li> <li>延床面積 46,305.8㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県立図書館</li> <li>所在地 津市一身田上津部田1234番地</li> <li>構造規模等 (三重県総合文化センター：図書館・文化会館・生涯学習センター・男女共同参画センター)</li> <li>敷地面積 62,224.9㎡</li> <li>構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造</li> <li>延床面積 46,305.8㎡ (図書館部分面積：5,332.0㎡)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県立美術館</li> <li>所在地 津市大谷町11番地</li> <li>構造規模等</li> <li>敷地面積 24,403.80㎡</li> <li>構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造</li> <li>延床面積 10,665.88㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の名称 三重県総合博物館</li> <li>所在地 津市一身田上津部田3060番地</li> <li>構造規模等</li> <li>敷地面積 38,884㎡</li> <li>構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部を除く）・3階建て</li> <li>延床面積 11,705㎡</li> </ul>	
成果目標	共通	各施設の利用率 基準値から5年間で1ポイント以上増			
	各施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合文化センター来館者数（図書館を除く）</li> <li>総合文化センター来館者満足度</li> <li>総合文化センター貸施設利用率</li> </ul> <p>※上記目標数値については、直近5年間（26～30年度）の目標数値・実績値をふまえて設定します。 （参考）前期目標数値（27～31年度） 来館者数：毎年度 71万人 来館者満足度：毎年度 88% 貸施設利用率：毎年度 79%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館貸施設利用率</li> </ul> <p>※上記目標数値については、直近5年間（26～30年度）の実績値をふまえて設定します。 （参考）直近5年間における実績の平均値 73%</p>		
指定管理者に支払う施設管理経費の上限額（消費税および地方消費税を含む）	(指定管理期間) 2020（平成32）年度から2024（平成36）年度まで	(総合文化センター)	(図書館)	(美術館)	(総合博物館)
	(全体) 5,821,198千円	4,164,895千円	380,090千円	691,165千円	585,048千円
	32年度 1,144,459千円	32年度 813,118千円	32年度 76,018千円	32年度 138,443千円	32年度 116,880千円
	33年度 1,168,822千円	33年度 837,507千円	33年度 76,018千円	33年度 138,093千円	33年度 117,204千円
	34年度 1,168,857千円	34年度 837,866千円	34年度 76,018千円	34年度 138,093千円	34年度 116,880千円
	35年度 1,169,373千円	35年度 838,032千円	35年度 76,018千円	35年度 138,443千円	35年度 116,880千円
	36年度 1,169,687千円	36年度 838,372千円	36年度 76,018千円	36年度 138,093千円	36年度 117,204千円

(議案補充説明)

- 2 議案第 45 号 三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案について
- 3 議案第 47 号 三重県人権センター条例の一部を改正する条例案について
- 4 議案第 48 号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案について
- 5 議案第 66 号 三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案について

## 1 改正の経緯

議案第 45 号、47 号、48 号および 66 号については、消費税法等の一部改正に鑑み、環境生活部関係の施設等の利用に係る料金の額を改定するものです。

## 2 改正の概要

### (1) 施設等の利用に係る料金の額の改定

消費税法等の改正により、平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が 8 % から 10 % に引き上げられるため、同様に各施設等の利用に係る料金の額を改定します。

### (2) 環境生活部所管施設 4 施設

- ・三重県環境学習情報センター(施行日:平成 31 年 10 月 1 日(一部公布の日))
- ・三重県人権センター(施行日:平成 31 年 10 月 1 日)
- ・みえ県民交流センター(施行日:平成 31 年 10 月 1 日(一部公布の日))
- ・三重県総合文化センター(施行日:平成 31 年 10 月 1 日(一部公布の日))

### <参考>教育委員会所管施設 3 施設

- ・三重県総合博物館
- ・斎宮歴史博物館
- ・三重県立美術館

予算決算常任委員会分科会資料（三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案）

○三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現

行

別表第一（第十二条、第十九条関係）

別表第一（第十二条、第十九条関係）

区 分	金額（円）	
	午前九時から午後六時から 正午まで	午後五時から午後九時まで
研修室	営利又全部使用	九、一〇、一〇、九三〇
	は宣伝用	九三〇
	を目的とする	六、〇七、二七、二
	とする二使用	七〇
	催物の三分の一使用	三、〇三、六三、六
	場合	三〇
	その他全部使用	四、五五、四六〇
	の場合	五〇
	三分の二使用	三、〇三、六三、六
	三分の一使用	一、〇一、五二〇
分析実習室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、九七、一七、一
	その他の場合	二、九三、五三、五

区 分	金額（円）	
	午前九時から午後六時から 正午まで	午後五時から午後九時まで
研修室	営利又全部使用	八、九一〇、一〇、七三〇
	は宣伝用	四〇
	を目的とする	五、九七、一七、一
	とする二使用	六〇
	催物の三分の一使用	二、九三、五三、五
	場合	八〇
	その他全部使用	四、四六〇
	の場合	七〇
	三分の二使用	二、九三、五三、五
	三分の一使用	一、〇一、四八〇
分析実習室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、八七、〇七、〇
	その他の場合	二、九三、五三、五

備考

備考

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間一時間（一時間未満のときは、一時間とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間一時間（一時間未満のときは、一時間とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 二、〇九〇円

三 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 二、〇五〇円

予算決算常任委員会分科会資料（三重県人権センター条例の一部を改正する条例案）  
 ○三重県人権センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表（第七条関係）

別表（第七条関係）

日 休	日 及	日 曜	日 曜	土 曜	平日										区 分	
					入 場 料 の 額 が 一 千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	入 場 料 の 額 が 一 千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	入 場 料 の 額 が 三 千 円 以 上 五 千 円 以 下 の 場 合	入 場 料 の 額 が 五 千 円 以 下 の 場 合	合 計	下 の 場 合	千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	一 千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	一 千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合		
四、九〇			七、四六〇		一、二、八〇	一、〇、六〇	七〇	六、四〇〇	八、五三〇	四、二六〇	六、四〇〇	六、四〇〇	五時 から 午後 一時 まで	使用 料 (円)		
七、七九			一、一、七〇		一、九、二〇	一、六、〇〇	一〇	九、六〇〇	一、二、八〇	六、四〇〇	九、六〇〇	五時 まで	使用 料 (円)			

日 休	日 及	日 曜	日 曜	土 曜	平日										区 分	
					入 場 料 の 額 が 一 千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	入 場 料 の 額 が 一 千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	入 場 料 の 額 が 三 千 円 以 上 五 千 円 以 下 の 場 合	入 場 料 の 額 が 五 千 円 以 下 の 場 合	合 計	下 の 場 合	千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	一 千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合	一 千 円 以 上 三 千 円 以 下 の 場 合		
四、八一			七、三三〇		一、二、五〇	一、〇、四〇	八〇	六、二八〇	八、三三八	四、一八〇	六、二八〇	五時 から 午後 一時 まで	使用 料 (円)			
七、六五			一、一、五〇		一、八、八〇	一、五、七〇	二〇	九、四三〇	一、二、七〇	六、二八〇	九、四三〇	五時 まで	使用 料 (円)			

備考																
以下の 場合	入場料 の額が	は 宣 伝	営 利 又	の 額 が	千 一 円	以 上 三 千 円	下 の 場 場	合 の 場	入 場 料 の 額 が	三 千 一 円 以 上	五 千 円 以 下 の	場 合	入 場 料 の 額 が	五 千 一 円 以 上	の 場 合	
																の と き
○				九、九三				七、四六		一、二、三	八〇				一、四、九	四〇
○				一、五、五				一、一、七		一、九、五	三〇				二、三、四	八〇

備考																
以下の 場合	入場料 の額が	は 宣 伝	営 利 又	の 額 が	千 一 円	以 上 三 千 円	下 の 場 場	合 の 場	入 場 料 の 額 が	三 千 一 円 以 上	五 千 円 以 下 の	場 合	入 場 料 の 額 が	五 千 一 円 以 上	の 場 合	
																の と き
○				九、七五				七、三三		二、一、一	五〇				一、四、六	七〇
○				一、五、三				一、一、五		一、九、一	八〇				二、三、〇	六〇

予算決算常任委員会分科会資料（みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案）  
 ○みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表（第十二条、第十九条関係）

別表（第十二条、第十九条関係）

一 ミーティングルーム

区分	単位	金額（円）
ミーティ ングルー ムA 的とする 催物に利 用する場 合	一時間に つき	一、〇四〇
その他に 利用する つき	一時間に つき	三二〇
場 合		
ミーティ ングルー ムB 的とする 催物に利 用する場 合	一時間に つき	一、〇四〇
その他に 利用する つき	一時間に つき	三一〇
場 合		

一 ミーティングルーム

区分	単位	金額（円）
ミーティ ングルー ムA 的とする 催物に利 用する場 合	一時間に つき	一、〇二〇
その他に 利用する つき	一時間に つき	三〇〇
場 合		
ミーティ ングルー ムB 的とする 催物に利 用する場 合	一時間に つき	一、〇二〇
その他に 利用する つき	一時間に つき	三〇〇
場 合		

備考（略）

備考（略）

二 交流スペース

二 交流スペース

区分	単位	金額（円）
交流ス ペースA 営利又は 宣伝を目 的とする 催物に利 用する場 合	一時間に つき	五、二三〇
その他に 利用する つき	一時間に つき	一、五七〇
場 合		

区分	単位	金額（円）
交流ス ペースA 営利又は 宣伝を目 的とする 催物に利 用する場 合	一時間に つき	五、一四〇
その他に 利用する つき	一時間に つき	一、五四〇
場 合		

備考（略）

備考（略）

三 センターの附属設備

三 センターの附属設備

一式	区 分	単 位	金 額 (円)
き	一 点 又 は 一 回 に つ		五 三 〇

一式	区 分	単 位	金 額 (円)
き	一 点 又 は 一 回 に つ		五 一 〇

予算決算常任委員会分科会資料（三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案）  
 ○三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表第三（第十一條、第十八條関係）

別表第三（第十一條、第十八條関係）

一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

区		分		金額(円)
		午前九時から午後六時	午後九時から午後十時	
平日	入場料	七六、八〇	七六、八〇	七六、八〇
	を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	八〇	八〇	八〇
	入場料を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	七六、八〇	七六、八〇	七六、八〇
平日	入場料	七六、八〇	七六、八〇	七六、八〇
	を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	八〇	八〇	八〇
	入場料を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	七六、八〇	七六、八〇	七六、八〇
平日	入場料	七六、八〇	七六、八〇	七六、八〇
	を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	八〇	八〇	八〇
	入場料を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	七六、八〇	七六、八〇	七六、八〇

区		分		金額(円)
		午前九時から午後六時	午後九時から午後十時	
平日	入場料	七五、四〇	七五、四〇	七五、四〇
	を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	八〇	八〇	八〇
	入場料を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	七五、四〇	七五、四〇	七五、四〇
平日	入場料	七五、四〇	七五、四〇	七五、四〇
	を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	八〇	八〇	八〇
	入場料を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	七五、四〇	七五、四〇	七五、四〇
平日	入場料	七五、四〇	七五、四〇	七五、四〇
	を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	八〇	八〇	八〇
	入場料を徴収しない場合及び入場の料の額が千円以下の場合	七五、四〇	七五、四〇	七五、四〇

ル | ホ 大

日曜日		土曜日		日曜日		土曜日		日曜日		土曜日		日曜日		土曜日		日曜日		土曜日		
入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		
その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	
七六、八一五、二五三	八〇	四八、〇七一、七九六、一四〇	四〇	二八、一九二、二五六	一四〇	二二八、一九二、二五六	一四〇	三九、七五九、五七九、四七〇	七〇	六四、〇九六、一一二八、一四〇	七〇	五九、五八九、〇一一九	八〇	九六、一一四四、一九二	〇〇	七八、〇	一五三、二三〇、三〇七	五〇	七九、四一九、一五八	五〇
七五、四一三、一五〇	八〇	四七、一七〇、四九四、三六〇	七〇	二五、一八八、二五一	一四〇	二二八、一九二、二五六	一四〇	三九、七五九、五七九、四七〇	七〇	六四、〇九六、一一二八、一四〇	七〇	五八、五八七、四一一七	八〇	九四、三一四一、一八八	六〇	九八、〇	一五〇、二二六、三〇一	〇〇	七八、〇一一七、一五六	〇〇
七五、四一三、一五〇	八〇	四七、一七〇、四九四、三六〇	七〇	二五、一八八、二五一	一四〇	二二八、一九二、二五六	一四〇	三九、七五九、五七九、四七〇	七〇	六四、〇九六、一一二八、一四〇	七〇	五八、五八七、四一一七	八〇	九四、三一四一、一八八	六〇	九八、〇	一五〇、二二六、三〇一	〇〇	七八、〇一一七、一五六	〇〇

ル | ホ 大

日曜日		土曜日		日曜日		土曜日		日曜日		土曜日		日曜日		土曜日		日曜日		土曜日		
入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		入場料が千円以上の場合		
その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	その他	一部使用	
七五、四一三、一五〇	八〇	四七、一七〇、四九四、三六〇	七〇	二五、一八八、二五一	一四〇	二二八、一九二、二五六	一四〇	三九、七五九、五七九、四七〇	七〇	六四、〇九六、一一二八、一四〇	七〇	五八、五八七、四一一七	八〇	九四、三一四一、一八八	六〇	九八、〇	一五〇、二二六、三〇一	〇〇	七八、〇一一七、一五六	〇〇
七五、四一三、一五〇	八〇	四七、一七〇、四九四、三六〇	七〇	二五、一八八、二五一	一四〇	二二八、一九二、二五六	一四〇	三九、七五九、五七九、四七〇	七〇	六四、〇九六、一一二八、一四〇	七〇	五八、五八七、四一一七	八〇	九四、三一四一、一八八	六〇	九八、〇	一五〇、二二六、三〇一	〇〇	七八、〇一一七、一五六	〇〇
七五、四一三、一五〇	八〇	四七、一七〇、四九四、三六〇	七〇	二五、一八八、二五一	一四〇	二二八、一九二、二五六	一四〇	三九、七五九、五七九、四七〇	七〇	六四、〇九六、一一二八、一四〇	七〇	五八、五八七、四一一七	八〇	九四、三一四一、一八八	六〇	九八、〇	一五〇、二二六、三〇一	〇〇	七八、〇一一七、一五六	〇〇



曜日		曜土		ル   ホ 小										日 休										
曜日の額	び入場その他	場合及催物の額	しない的とする	を徴収宣伝を目	入場料営利又は	日 平										の額が宣伝を目	日の額が宣伝を目							
						合	千一円以上の場	入場料の額が五	千一円以上五千	円以下の場合	入場料の額が三	千一円以上五千	円以下の場合	合	下の場			千円以上	以上三催物のと	千円以上の場	千円以上の場	千円以上の場	千円以上の場	千円以上の場
八、九五				一三、四		四〇	二二、〇	一〇	一九、二	二〇	二〇	一五、三	六〇	二〇	七、六七	二〇	二〇	一、五	二〇	九六、一	八〇、〇	四八、〇	七〇	六四、〇
二四、〇				四〇		九〇	二〇	二〇	二二、八	九〇	二〇	四〇	四〇	二〇	二一、五	二〇	九〇	二、七	〇九〇	二四六、一	七三〇	四〇	八〇	九七、三
一九、二				二〇		一〇	三〇	三〇	三、八	四〇	四〇	四〇	四〇	六〇	二、三	二〇	四〇	二、三	二二〇	一九二、	一八〇	〇〇	一四〇	二二、八

曜日		曜土		ル   ホ 小										日 休										
曜日の額	び入場その他	場合及催物の額	しない的とする	を徴収宣伝を目	入場料営利又は	日 平										の額が宣伝を目	日の額が宣伝を目							
						合	千一円以上の場	入場料の額が五	千一円以上五千	円以下の場合	入場料の額が三	千一円以上五千	円以下の場合	合	下の場			千円以上	以上三催物のと	千円以上の場	千円以上の場	千円以上の場	千円以上の場	千円以上の場
八、七九				一三、二		二〇	二二、六	六〇	一八、八	一〇	一〇	一五、〇	八〇	〇	七、五	〇	一〇	一、三	六〇	九四、三	七八、六	四七、一	〇〇	六二、九
二三、八				五〇		六〇	三三、九	九〇	二、八	八〇	八〇	二〇	二〇	一〇	一一、三	一〇	八〇	一、六	四三〇	二四三、	五二〇	一〇	一〇	九五、六
一八、八				九〇		七〇	四五、二	三〇	三、七	二〇	二〇	八〇	八〇	八〇	一、五	八〇	二〇	二、二	七三〇	一八八、	二六〇	六〇	八一〇	二二、五

室ルサ		ハリニ第		室ルサ		ハリ一第																		
日曜土	平日	日曜土	平日	日曜土	平日	日曜土	平日	日及び休日																
その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	合	入場料の額が五	千一円以上五千	円以下の場合	入場料の額が三	千一円以上五千	円以下の場合	合	下の場その他	千円以	以上三催物のと	千一円的とする	日の額が宣伝を目	休入場料営利又は	び場合	及以下の	日
その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	合	入場料の額が五	千一円以上五千	円以下の場合	入場料の額が三	千一円以上五千	円以下の場合	合	下の場その他	千円以	以上三催物のと	千一円的とする	日の額が宣伝を目	休入場料営利又は	び場合	及以下の	日
四、四七	八、九五	三、八三五	七、六七	六、三九九	一、二八	五、一一七	一、〇二	二六、九四	〇〇	〇〇	〇〇	二二、四三	〇〇	五〇	一三、四二	〇〇	三〇	一七、九二	〇					〇
七、〇四	九、一四	三、八三五	二、〇一	六、三九九	一、〇九	五、一一七	一、〇二	二六、九四	八〇	〇〇	〇〇	二二、四三	三〇	四〇	一三、四二	〇〇	八〇	一七、九二	九〇					九〇
九、五九	一〇、一九	三、八三七	六、〇三	六、三九九	一、〇六	五、一一七	一、〇二	二六、九四	六〇	〇〇	〇〇	二二、四三	三〇	二〇	一三、四二	〇〇	三〇	一七、九二	一〇					一〇

室ルサ		ハリニ第		室ルサ		ハリ一第																		
日曜土	平日	日曜土	平日	日曜土	平日	日曜土	平日	日及び休日																
その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	合	入場料の額が五	千一円以上五千	円以下の場合	入場料の額が三	千一円以上五千	円以下の場合	合	下の場その他	千円以	以上三催物のと	千一円的とする	日の額が宣伝を目	休入場料営利又は	び場合	及以下の	日
その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	合	入場料の額が五	千一円以上五千	円以下の場合	入場料の額が三	千一円以上五千	円以下の場合	合	下の場その他	千円以	以上三催物のと	千一円的とする	日の額が宣伝を目	休入場料営利又は	び場合	及以下の	日
四、三九	八、七九	三、七六	七、五三	六、二七	一、二五	五、〇一	一、〇〇	二六、四四	〇〇	〇〇	〇〇	二二、〇三	〇〇	〇〇	一三、二〇	〇〇	〇〇	一七、六二	〇					〇
六、九一	三、〇八	三、七六	一、〇三	六、二七	一、一八	五、〇一	一、〇一	二六、四四	一〇	〇〇	〇〇	二二、〇三	六〇	五〇	一三、二〇	〇〇	六〇	一七、六二	三〇					三〇
九、四二	六、〇八	三、七六	八、〇〇	六、二七	一、二五	五、〇一	一、〇一	二六、四四	一〇	〇〇	〇〇	二二、〇三	三〇	九〇	一三、二〇	九〇	三〇	一七、六二	六〇					六〇

		日 休 び 及 日 曜 日		
ワークショップ		二、四三三、六四四、八六	〇	〇
楽屋一及び楽屋二		二、五四三、八三五、一一	〇	〇
楽屋三から楽屋八まで		八九〇	一、二六一、七八	〇
楽屋九		二、一六三、一八四、三四	〇	〇
楽屋十		一、五三二、二九三、〇五	〇	〇
楽屋十一		八九〇	一、二六一、七八	〇
楽屋十二及び楽屋十三		二、五四三、八三五、一一	〇	〇
楽屋十四から楽屋十八まで		八九〇	一、二六一、七八	〇
楽屋十九		五〇〇	七六〇	一、〇一
楽屋二十		一、六五二、五四三、三三	〇	〇
楽屋二十一及び楽屋二十二		八九〇	一、二六一、七八	〇
楽屋二十三		六〇〇	九一〇	一、二二
楽屋二十四		七一〇	一、〇六一、四二	〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

		日 休 び 及 日 曜 日		
ワークショップ		二、三八三、五八四、七七	〇	〇
楽屋一及び楽屋二		二、五〇三、七六五、〇一	〇	〇
楽屋三から楽屋八まで		八七〇	一、二四一、七四	〇
楽屋九		二、一二三、一二四、二六	〇	〇
楽屋十		一、五〇二、二五三、〇〇	〇	〇
楽屋十一		八七〇	一、二四一、七四	〇
楽屋十二及び楽屋十三		二、五〇三、七六五、〇一	〇	〇
楽屋十四から楽屋十八まで		八七〇	一、二四一、七四	〇
楽屋十九		四九〇	七五〇	九九〇
楽屋二十		一、六二二、五〇三、二七	〇	〇
楽屋二十一及び楽屋二十二		八七〇	一、二四一、七四	〇
楽屋二十三		五九〇	八九〇	一、二〇
楽屋二十四		六九〇	一、〇四一、三九	〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。

四 単位となつて利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

第一 ギャ ラリ		日平				区 分		金 額 (円)
使用の二分の一		全部使用		その他		午前九時 から午後六 時 正午 午後五時 まで		
催物の場 的とする	営利又は 宣伝を目 的とする	合 催物の場 的とする	営利又は 宣伝を目 的とする	場合	その他		午後六時 から午後九 時まで	
〇〇	二六、九三四、五三四、五	一〇	五三、八六九、一六九、一	三〇	一七、九二三、〇二三、〇	時 まで		
九〇	九〇	八〇	八〇	四〇	四〇	時 まで		
九〇	九〇	八〇	八〇	四〇	四〇	時 まで		

三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。

四 単位となつて利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となつて利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

第一 ギャ ラリ		日平				区 分		金 額 (円)
使用の二分の一		全部使用		その他		午前九時 から午後六 時 正午 午後五時 まで		
催物の場 的とする	営利又は 宣伝を目 的とする	合 催物の場 的とする	営利又は 宣伝を目 的とする	場合	その他		午後六時 から午後九 時まで	
一〇	二六、四三三、九三三、九	三〇	五二、八六七、九六七、九	〇〇	一七、六二二、六二二、六	時 まで		
六〇	六〇	二〇	二〇	二〇	二〇	時 まで		
六〇	六〇	二〇	二〇	二〇	二〇	時 まで		

ムル オン プレ セ			ラ ギ 第二			日曜日及び休日			日曜日及び休日			日曜日及び休日		
土曜日	平日		土曜日	平日		土曜日	平日		土曜日	平日		土曜日	平日	
催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	その他の場合	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	その他の場合	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	その他の場合	使用			使用		
									二分の一	他の	合	二分の一	他の	合
七〇	八四、五二	七〇	一〇	三三、六四	一〇	一〇	三三、六四	一〇	八〇	二一、七二	八〇	六五、三八	二〇	八、九五
四七〇	一一一、一一一	一〇	一〇	二二、九二	一〇	一〇	二二、九二	一〇	九〇	四〇、二四	四〇	五〇、五〇	二〇	二〇、五二
四七〇	一一一、一一一	一〇	一〇	二二、九二	一〇	一〇	二二、九二	一〇	九〇	四〇、二四	四〇	五〇、五〇	二〇	二〇、五二

ムル オン プレ セ			ラ ギ 第二			日曜日及び休日			日曜日及び休日			日曜日及び休日		
土曜日	平日		土曜日	平日		土曜日	平日		土曜日	平日		土曜日	平日	
催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	その他の場合	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	その他の場合	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	その他の場合	使用			使用		
									二分の一	他の	合	二分の一	他の	合
三〇	八三、〇一	一〇	一〇	三三、〇四	一〇	一〇	三三、〇四	一〇	八〇	二一、三三	八〇	六四、一八	一〇	八、七九
四五〇	一〇九、一〇九	七〇	七〇	二四、五〇	六〇	一〇	二四、五〇	六〇	三〇	四一、五四	四〇	五〇、一八	一〇	一〇、三二
四五〇	一〇九、一〇九	七〇	七〇	二四、五〇	六〇	一〇	二四、五〇	六〇	三〇	四一、五四	四〇	五〇、一八	一〇	一〇、三二

		日曜日		及び		休日	
		その他の場合					
大会 議室	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	三〇、七三五、八三五、八	四〇	一五、三一七、九一七、九	六〇	九、七二二、一一、五二一、五	二〇
	その他の場合						
	その他の場合						
中会 議室	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	四、八六五、七五五、七五	〇	五、六二六、一三六、一三	〇	二、八〇三、〇五三、〇五	〇
	その他の場合						
	その他の場合						
小会 議室	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合						
	その他の場合						
	その他の場合						

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十門未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 三重県生涯学習センター

区 分	金額（円）		
	午前九時から午後六時	午後一時から午後六時	正午から午後五時

		日曜日		及び		休日	
		その他の場合					
大会 議室	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	三〇、一三五、二三五、二	八〇	一五、〇一七、六一七、六	八〇	九、五四一、三一、三一、三	一〇
	その他の場合						
	その他の場合						
中会 議室	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合	四、七七五、六四五、六四	〇	五、五二六、〇二六、〇二	〇	二、七五三、〇〇三、〇〇	〇
	その他の場合						
	その他の場合						
小会 議室	営利又は宣伝を 目的とする催物 の場合						
	その他の場合						
	その他の場合						

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十門未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

三 三重県生涯学習センター

区 分	金額（円）		
	午前九時から午後六時	午後一時から午後六時	正午から午後五時

視聴覚室		大研修室		中研修室		一階四階小研修室		二階二階小研修室	
営利又は宣伝を目的とする	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	催物の場合
一六、九一九、七一九、七	〇〇	八、四四九、八四九、八四	〇	七、一六八、一九八、一九	〇	四、五九五、六二五、六二	〇	四、五九五、六二五、六二	〇
一〇	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数

視聴覚室		大研修室		中研修室		一階四階小研修室		二階二階小研修室	
営利又は宣伝を目的とする	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	催物の場合	営利又は宣伝を目的とする	催物の場合
一六、六一九、三一九、三	〇〇	八、二九九、六六九、六六	〇	七、〇三八、〇四八、〇四	〇	四、五一五、五二五、五二	〇	四、五一五、五二五、五二	〇
五〇	五〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五〇	五〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考

- 一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数







	その他の場合	八、三一九、五九九、五九〇		
ファイ	営利又は宣伝を 目的とする催物	五、八七六、六六六、六六〇		
ネット	目的とする催物		〇	
ネス	の場合		〇	
ル				
ム	その他の場合	二、九三三、三三三、三三〇	〇	〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき四〇、三三〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

	その他の場合	八、一六九、四二九、四二〇		
ファイ	営利又は宣伝を 目的とする催物	五、七七六、五四六、五四〇		
ネット	目的とする催物		〇	
ネス	の場合		〇	
ル				
ム	その他の場合	二、八八三、二七三、二七〇	〇	〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあつては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式  
につき 四七、一四〇円

七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式  
につき 四六、二八〇円

(議案補充説明)

6 議案第 79 号 平成 30 年度三重県一般会計補正予算 (第 4 号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	4,126,222	▲ 68,494	4,057,728
4 衛生費	6 環境保全費	5,137,183	▲ 129,396	5,007,787
10 教育費	8 私学振興費	6,961,739	▲ 154,891	6,806,848
合 計		16,225,144	▲ 352,781	15,872,363

## 別表 1

平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）  
主要項目（環境生活部関係）

※補正予算総額 ▲352,781千円

（単位：千円）

款	項	目	細事業名	補正前 の額	今回補正額	補正後 の額	補正の概要
総務費	生活文化費	人権施策 推進費	隣保館整備費補助金	33,750	▲ 15,900	17,850	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額
		消費生活 事業費	消費者行政推進事業費	47,883	▲ 13,309	34,574	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額
衛生費	環境保全費	環境 総務費	環境保全基金積立金	451,917	74,694	526,611	産業廃棄物税の税込見込み増等による増額
		廃棄物 対策費	P C B廃棄物適正管理推進事業費	60,095	▲ 12,469	47,626	業務委託の入札差金等による減額
			環境修復事業費	1,708,346	▲ 50,970	1,657,376	行政代執行の各事案の執行見込み減による減額
		環境 指導費	大気テレメータ維持管理費	159,275	▲ 48,637	110,638	大気汚染自動測定機器更新に係る入札差金等による減額
			生活基盤施設耐震化等補助金	627,907	▲ 40,562	587,345	市町に対する補助所要額の執行見込み減等による減額
			浄化槽設置促進事業補助金	152,652	▲ 26,865	125,787	市町に対する補助所要額の執行見込み減による減額
教育費	私学振興費	私学振興費	私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,783,157	▲ 145,610	1,637,547	就学支援金の支給対象者見込み減等による減額

別表 2

平成 30 年度三重県一般会計補正予算（第 4 号）  
繰越明許費（環境生活部関係）

【追加】

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
4 衛生費			129,792
	6 環境保全費	環境修復事業費	122,112
		観測調査費	7,680

# 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告(環境生活部関係)

第1号様式(条例第5条関係)

## 予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	私立高等学校等 振興補助金	未定 (学校法人)	未定 (H31.6)	私立高等学校等における 経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神 に基づいた特色ある教育 の向上への支援及び 保護者の経済的負担の 軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校への 支援は重要である。	私学課	教育 費	私学 振興 費	私学 振興 費	私立学校振 興費
2	私学振興会退職 基金事業補助金	公益社団法人三 重県私学振興会 津市上浜町1丁目 293-4	未定 (H32.2)	私立学校教職員への安定 した退職金の支給に係る 支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の退職 金事業への助成を行うこ とにより、その処遇の安 定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校の職 員の処遇安定化への支援 は重要である。	同上	同上	同上	同上	同上
3	日本私立学校振 興・共済事業団 補助金	日本私立学校振 興・共済事業団 東京都文京区湯 島1丁目7-5	未定 (H32.3)	私立学校教職員の長期共 済事業の安定した運営に 係る支援を行う。	(目的・理由) 私立学校教職員の長期 共済事業への助成を行 うことにより、その処遇 の安定化を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
4	私立特別支援学校振興補助金	学校法人特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町330-5	未定 (H31.7)	私立特別支援学校における経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	私学課	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
5	私立専修学校振興補助金	未定 (学校法人)	未定 (H31.6)	私立専修学校における経常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	斎宮跡普及・啓発活動等支援補助金	明和町 多気郡明和町馬之上945	18,938 (H31.4)	斎宮跡体験学習施設の効果的・効率的な普及・啓発事業等を展開するための経費を補助する。	(目的・理由) 斎宮歴史博物館と一体となり斎宮跡の活用事業、情報発信において重要な役割を担っている斎宮跡体験学習施設で実施する斎宮跡の効果的、効率的な普及・啓発事業等の展開を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 斎宮跡と斎宮歴史博物館、斎宮跡体験学習施設が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(斎宮跡体験学習施設)への経費補助は公益性の高いものである。	文化振興課	総務費	生活文化費	斎宮歴史博物館費	斎宮歴史博物館費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	浄化槽設置促進事業補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	13,708 (H32.3)	単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/3・上限あり)を行う。また、市町が配管等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的な整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 浄化槽設置促進事業実施要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	生活排水対策費
8	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	19,493 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
9	同上	志摩市 志摩市阿児町鶴方3098-22	18,184 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
10	生活基盤施設耐震化等補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	93,700 (H32.3)	市町等が行う水道施設の耐震化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても給水することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化等の取組を支援する必要がある、公共性がある。	同上	同上	同上	同上	水道指導監督費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
11	生活基盤施設耐震化等補助金	津市 津市西丸之内23-1	217,667 (H32.3)	市町等が行う水道施設の耐震化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国交付金を財源とした補助を行う。	(目的・理由) 市町等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。 (根拠) 水道法 生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 水道は災害時においても給水することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化等の取組を支援する必要がある、公共性がある。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水道指導監督費
12	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	96,000 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
13	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	20,000 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
14	同上	志摩市 志摩市阿児町鵜方3098-22	64,250 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	105,300 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
16	同上	紀北町 紀北町東長島769-1	13,500 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
17	海岸漂着物等対策事業補助金	四日市港管理組合 四日市市霞2丁目1-1	21,671 (H31.4)	環境省の地域環境保全対策費補助金を財源として、市町等(一部事務組合を含む。)における海岸漂着物に係る問題を解決するための事業(海洋ごみの回収・処理に係る事業及び海洋ごみの発生抑制対策に係る事業)に必要な経費に対し、補助金を交付する。	(目的・理由) 海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進する。 (根拠) 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 海岸漂着物により住民の生活や経済活動に支障が生じているが、発生源(原因者)を特定することができないため、海岸漂着物対策費について公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水環境保全対策費
18	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	10,773 (H31.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
19	隣保館整備費補助金	津市 津市西丸之内23-1	20,625 (H32.3)	市町が設置している隣保館における、増改築及び大規模修繕等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民の福祉の向上を図る。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
20	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	12,750 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
21	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	13,639 (H32.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館における相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に要する費用の一部を補助することにより、福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
22	同上	四日市市 四日市市諏訪町1-5	14,665 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
23	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	19,141 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
24	同上	津市 津市西丸之内23-1	73,490 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
25	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	22,441 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
26	同上	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目7-29	16,757 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
27	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	52,160 (H32.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
28	隣保館運営費等補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	14,701 (H32.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 市町が実施する隣保館における相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に要する費用の一部を補助することにより、福祉の向上及び人権課題の解決を図る。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
29	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	30,000 (未定)	管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。	(目的・理由) 最終処分場に対する住民の理解と協力を得られるために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージに、マイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	廃棄物適正処理推進事業費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
30	ポストRDFに向けた施設整備等補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	42,000 (未定)	RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対して支援する。	(目的・理由) ポストRDFに向けて必要となる施設整備等を支援することにより、RDF製造団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム ごみ処理が滞ることなく、円滑に処理されることが重要であり、RDF製造団体がRDF焼却・発電事業から新たなごみ処理体制へ円滑に移行できるよう、必要となる施設整備等に対して支援する必要がある。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	「ごみゼロ社会」実現推進事業費

交付決定実績調書(7,000万円以上、変更分)

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (16)	生活基盤施設耐震化等補助金 (H30年度予算)	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	市町等が行う水道施設の耐震化や老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援するため、これらの施設整備に要する経費に対し、国の交付金を財源とした補助を行う。国10/10負担である。	176,067	175,482	契約差金により補助対象額が減額となったため。	大気・水環境課	
2 (19)	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	同上	73,380	76,444	補助事業の実施に伴い事業に要する経費が増額となったため。	同上	

